

# 地方からの提案個票

## < 関係府省庁第1次回答まで >

重点	ヒアリング事項	ページ
30	PPP(LABV 方式)を活用した公営住宅の建替への公営住宅建替事業(法定建替)の適用拡大等	1
5	被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化	3
4	所得税等軽減に係る住宅用家屋証明及び住宅耐震改修証明の廃止	8
15	二級建築士等試験に係る審査・実施体制の見直し	11
10	鳥獣による農林水産業等に係る被害防止計画の策定等の主体に都道府県を追加	15
9	国有林野に係る保安林内作業許可及び代替施設の設置確認等の実施主体の見直し	17
19	マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等	19

## 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府・国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	45	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

LABV 方式を活用した公営住宅の建替への公営住宅建替事業(法定建替)の適用拡大等

## 提案団体

宝塚市

## 制度の所管・関係府省庁

内閣府、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

PPP の一手法である LABV 方式を活用した「既存公営住宅から借上げ公営住宅への建替え」について、公営住宅法の「公営住宅建替事業(法定建替)」に含めるとともに、社会資本整備総合交付金の交付対象である公営住宅等整備事業における「民間事業者が実施する借上げ公営住宅等の建設等」の対象範囲に加えること。

## 具体的な支障事例

地方では、人口減少に伴う財政難や労働者不足が深刻化しており、特に技術職の人材確保については危機的な状況となっている中で、官民連携(PPP/PFI)手法の導入は、こうした人手不足・資金不足に対応するための有効な手段として認識が広がっており、国も PPP/PFI 手法の推進を行っているところである。一方で、新たな官民連携手法を導入する際、これまで法律が想定していなかったスキームをどのように扱うかが問題となり、各事業に係る法改正が行われていないことが PPP/PFI 手法の推進を図る上での大きな課題となっている。本市においては、国土交通省が実施した「令和7年度『民間提案型官民連携モデリング事業』」において、本市のニーズに対する民間事業者の提案が採択され、その調査の中で「LABV 方式が『法定建替え』に該当するか」が大きな論点となった。民間事業者と国土交通省の担当者で協議を重ねたが、「現行制度上、想定されていない官民連携手法であること等から、事業実施に向けて十分に整理をする必要がある」との意見が民間事業者から示された。特に問題なのは、公営住宅の建替えに PPP の一手法である LABV 方式を活用して、既存公営住宅の所有権を LABV(官民共同事業体)に移転し、LABV が建替えた住宅を市が借上げて公営住宅とする場合、「地方公共団体による直接建設」ではないため、当該建替えが「公営住宅建替事業(法定建替)」に該当しないとされる点である。公営住宅建替事業(法定建替)に該当しなければ、既存公営住宅の入居者に対する明渡し請求権が付与されないため、入居者の住み替えを進めるにあたり大きな労力と費用が必要となる。このことは、人口減少に伴う公営住宅の集約建替えにおいて、人材確保が困難な地方での PPP 活用の大きな障壁となる。また、社会資本整備総合交付金の交付対象である公営住宅等整備事業の対象要綱においても、建替え後は同じ(借上げ)公営住宅であるにも拘わらず、PPP の一手法である PFI(BOT 方式)の推進には対応している一方、LABV 方式を活用した場合には国の補助を積極的に活用した公営住宅の更新ができない状況であり、財政的に非常に厳しい地方において PPP 活用の障壁となる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

前述の民間事業者からは、「補助金の適用範囲は、LABV で事業推進するにあたり、民間事業者の事業参画意欲に関わる話となることから、現行規定に則った事業推進において課題が山積している」との意見を聞いている。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

LABV方式を活用した「既存公営住宅から借上げ公営住宅への建替え」についても、公営住宅法の「公営住宅建替事業」として認められること、また、社会資本整備総合交付金の交付対象である公営住宅等整備事業における「民間事業者が実施する借上げ公営住宅等の建設等」に該当するとされることで、以下の効果があると考えられる。

- ・既存入居者に対する明渡請求権が認められることで、建替えがスムーズに行えるため、PPPの導入促進に繋がる。

- ・PFI以外のPPPを活用した公営住宅の建替えが社会資本整備総合交付金の交付対象となることで、PPPの選択肢が広がるとともに導入促進にも繋がる。

- ・LABV方式の活用は、大小問わず多様な民間事業者が参画する機会が増えることとなり、地域経済の活性化や持続可能なまちづくりに寄与するとともに、地方自治体の人材不足・財政難等の課題解決に繋がる。

## 根拠法令等

公営住宅法第2条第15号  
 公営住宅法第2条第16号  
 公営住宅法第38条第1項  
 公営住宅等整備事業対象要綱第3第三号

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、川崎市、稲沢市、熊本市

OLABV方式を活用した公営住宅の建て替えへの適用拡大については、共同提案団体として参画する。

## 各府省庁からの第1次回答

現行の公営住宅法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業は、その公共性が特に認められることから借地借家法の特例として明渡請求権が認められているところ、LABV方式を用いた事業のスキームや当該事業による建築物の権利関係等を踏まえ、公営住宅建替事業と同等程度の公共性が認められるか等の観点から慎重な検討を行うことが必要。仮に、建て替えられた公営住宅の借上期間終了後に当該公営住宅が事業主体に帰属せず継続的に公営住宅として使用されないなど、公営住宅ストックの維持が図られない場合には公営住宅建替事業に含めることは困難である。

また、LABV方式による建築物に対してBOT方式による建築物と同等程度の補助率を適用することについても、事業のスキームや当該事業による建築物の権利関係等を踏まえ、慎重な検討を行うことが必要。

## 令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省、国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	52	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

## 提案事項(事項名)

被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化

## 提案団体

福島市

## 制度の所管・関係府省

財務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化を求める。

## 具体的な支障事例

【現行制度】平成 28 年度に創設された当該制度について、特別控除に添付する確認書は、相続した家屋等が存在若しくは存在した市町村が、申請書を確認し押印することとなっている。

【支障事例】申請者が遠方に居住する場合や高齢者である場合が多いこともあり、電話で制度や添付書類の説明を求められることも多い上、電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類等については、死後の時間経過に伴い既に処分されている場合も多いなど、書類のやり取りに時間や労力が掛かり、申請者・市区町村双方の負担になっている。

加えて、申請者から特別控除に該当するか否かの判断まで求められることも多く、その都度、管轄税務署に問い合わせるよう案内している。

また、この確認内容は、申請者(相続人)が提出した登記事項証明書や公共料金の領収書など外形的なものであり、市区町村でなければ確認できないものではないため、当該確認事務を廃止し、申請者と管轄税務署にてやり取りすれば足ると考える。

当該確認事務については、法定受託事務としての性質を有するものと理解しているが、租税特別措置法及び同法施行令において法定受託事務として位置付けた上で行わせるべきものと考えられるがそうした定めがなく、地方自治法第2条第9項第1号に照らすと、この点でも問題があると考えている。

あわせて、当該確認事務のみならず、租税特別措置法に基づいて十分な根拠なく自治体に事務を義務付けている類似の制度については、見直しをされたい。

【支障の解決策】被相続人居住用家屋等確認申請書に係る市区町村の確認を省略し、当該特別控除を受ける申請者の居住地を管轄する税務署のみで完結できるよう改める。

## 【参考】

①・1件あたり対応時間:約 30 分+1件あたり相談回数:約2回≒対応時間 60 分×41 件(R6)≒2,460 分  
 ・1件あたり書類処理時間:約 20 分×67 件≒1,340 分

※申請の多くが、確定申告の関心が高まる 11~3月に集中する。

②・相談の多い添付書類「電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類」、「被相続人が老人ホーム等に入所していた場合の書類全般」←どちらも建築物を除却、或いは被相続人が死亡後、数年経過している場合、処分してしまっていることが多く、相談の中心になっている。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

特別控除を受ける手続を、市町村の確認を省略し、申請者の居住地を管轄する税務署のみで完結すること、添付書類の簡素化により、申請者の手続に対する利便性が大きく向上する。

## 根拠法令等

租税特別措置法第 35 条、租税特別措置法施行令第 23 条、租税特別措置法施行規則第 18 条の 2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、さいたま市、上尾市、八千代市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、飯田市、名古屋市、稲沢市、寝屋川市、斑鳩町、今治市、熊本市、特別区長会

○確定申告の時期に問い合わせが集中し、書類確認や現地確認に時間を要することから、特に2、3月に職員の負担となっている。

（参考：交付件数）

- ・R6: 24 件
- ・R5: 14 件
- ・R4: 23 件

建物の閉鎖事項証明書や土地の登記事項証明書等、公共料金の使用中止日がわかる書類等、提出書類が多く、不備や不足があった場合、関係部署と市役所を何度も往復することになる。

○求められる添付書類が多く、また、ケースによって必要な添付書類が異なる等、確認書発行に要する区の事務負担が多い。区市町村を経由せず、直接税務署に書類を提出することにより、申請者（納税者）及び区双方の負担軽減につながると考え、当該確認事務の廃止を要望する。

○本市においても、制度説明や必要書類の判断まで対応する必要があることから、当該事務に係る事務負担は非常に大きい。本制度について、申請者が税務署に直接確認した場合でも、必ずと言っていいほど回答もせず市に聞くよう言うのみであり、事務負担を増大させている。空き家であったかどうかの確認は書類上で行うため税務署でも対応が可能である。申請者のサービス向上のため税務署で対応すること望む。

○制度が改正されたことに伴い、申請者ごとに個別対応を求められる事案が増加している。

○申請者が遠方に居住する場合や高齢者である場合、電話で制度や添付書類の説明を求められることが多い。Q&A では読み取れない事案もあり、申請者・市町村で税務署や国土交通省などに確認し、特別控除に該当するか否かの判断をしている状況である。特に年明けからは期日が迫るなか、申請件数も多くなり市町村の負担になっている。また、申請者は、確定申告前に市町村確認をし、その後本申請となることから、確定申告を完了するまでにかかなりの時間を要することとなっている。この市町村確認の内容は、申請者（相続人）が提出した登記事項証明書や公共料金の領収書など外形的なものであり、市区町村でなければ確認できないものではないため、当該確認事務を廃止し、申請者と管轄税務署にてやり取りすれば足りることからも、申請者への負担軽減のためにも市町村確認を廃止すべきと考える。

○提案の趣旨に賛同する。本市では、制度創設から交付件数が増加傾向にあり、令和6年度の交付件数は平成 28 年度と比して3倍以上となっており、事務負担が多大となっていることから、添付書類や審査の簡素化等見直しをされたい。

○先般、被相続人居住用家屋等確認申請において、事前に管轄税務署に問合せを行っていたにも関わらず、税申告の際に控除利用ができないと判断された事例があった。本件のような事例があれば、住民トラブルの元となるだけでなく、市区町村が発行する確認書の効果が疑問視されることは明白である。また、最終的な判断が税務署でされることが大前提である中で、行政が確認書を発行する意義がわからない。こういったことから、本件について賛同する。

## 各府省からの第 1 次回答

被相続人居住用家屋等の確認事務については、

- ①空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様のものであること
- ②相続人が提出した書面等による外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではないこと

等の理由から、空き家の所在する市区町村において対応することが適切であり、市区町村に過度な事務負担を強いるものではないと判断し、市区町村における対応としているところである。

なお、市区町村の確認事務の軽減の観点では、支障事例で言及されている「電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類」、「被相続人が老人ホーム等に入所していた場合の書類全般」の確認の意図としては、「相続時から譲渡の時まで事業の用等に供されていたことがないこと」、及び「身体上・精神上の理由により介護を受ける必要がありやむを得ず老人ホーム等に入所したものの完全に生活の拠点を移転したとは言えない場合は当該趣旨に反するものではないこと」を確認することであるため、「空き家の発生を抑制するための特例措置(3,000万円控除)に関する地方公共団体からの質問と国土交通省からの回答集」においても、電気、水道又はガスの使用中止日を確認できる書類として、支払証明書、料金請求書、領収書等を挙げていることや、老人ホーム等に入所していたことを証する書類について、利用料金の領収書や入所していた施設の記録等を認めるなど、状況に応じて代替書類等の提出を認めているところである。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①において、「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様のものである」と回答されているが、特例措置の確認事務は机上のものである一方、本市で実施している空家等の実態調査は、現地にて目視等で確認する調査であり、かつ毎年実施しているものではないことから、これらは根本的に異なる作業である。

また、確認事務には、書類と申請者からの聞き取りによる確認作業が必ずあるが、申請者が遠方である、または高齢者であるなどの場合が多い。

そのため、郵便等により複数回のやり取りが必要になるほか、対面の聞き取りでは1件当たり平均45分程度の時間を要している。こうしたことから、空家等の実態調査と類似しているという認識はない。

②において、「確認事務は外形的な確認である」と回答されているが、公印を押印する以上、制度で求める書類に不備がないか確認することとなり、上記のとおり本人からの聞き取りを含めて時間を要し、負担となっている。加えて、代替書類を求めることでかえって手続が円滑に進まなくなるケースも発生しており、現場実態からすると、代替書類が認められることが事務軽減につながっているとは言い難い。

このような多大な事務負担が生じている実態を踏まえて、当該確認事務を税務署が実施することや、市区町村長の確認を要さないと考えられる添付書類は省略し、税務署への申請時に添付すれば足るとすること等の措置を検討いただきたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【名古屋市】

本市では全市的な実態把握調査などは実施しておらず、確認書の交付事務は他の空家等対策事務から独立した事務作業となっていることから、申請者の居住地を所轄する税務署でも対応は可能と考えられる。

また、代替書類やヒアリング等で柔軟な対応を可能とすることで当該確認事務が形骸化してしまうおそれもある。確認書の交付に該当する事務を税務署によって実施することで、市町村の空家部署では把握できない相続や居住地等の情報を活用し、より精度の高い確認作業が可能になると考えられる。

##### 【今治市】

①空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の実態調査について、当市ではある一定時期に空き家と思われる家屋を判別しているにとどまること、定期的な確認事務ではない(今後行う見込みがない)ことから、被相続人居住用家屋等の確認事務とは全く性格が異なる。

②支障事例から判断して、市区町村は相当の事務負担を強いられていることは明らかである。

以上①②より、国と市区町村との見解に大きな乖離があるものと感じている。

③「相続人が提出した書面等による外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではないこと」から、税務署においても問題なく確認ができることは明らかである。

④市区町村の負担を考えれば、管轄税務署と役所の行き来の負担が生ずる。

⑤税に関する最終決定機関は税務署であり、市区町村から税務署に確認を行いながら確認書を発行する意義が不明である。

上記より、市区町村及び国民の負担軽減、適切な税の事務執行において、本措置の提案を行うものである。

##### 【特別区長会】

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の確認事務としては、道路からの外観調査を基本に、必要であれば登記簿謄本、戸籍、住民票、固定資産税情報による所有者調査をするという流れが一般的である。

①売買契約書による譲渡日の確認や電気・ガス・水道の閉栓証明書、不動産売買広告による空家確認、施設

入所時の契約書や要介護認定の確認、老人ホームの外泊記録など、市区町村の空家等の確認事務にはない作業が被相続人居住用家屋等の確認事務の主な内容である。

②事務負担の内容としては、相続人が提出した書面等による外形的な確認業務のみならず、相続人が提出書面を揃えるまでの、制度や添付書類に対する質疑対応、個別事情に応じた特別控除に該当するか否かについての問い合わせ対応に多くの時間を割いている実態がある。

以上のことから「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様」「市区町村に過度な事務負担を強いるものではない」と判断されていることについて、提案の趣旨が正確に理解されていないと思われる。

求める措置の具体的内容としては、「被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略」とする。外形的な確認業務であることから税務署での審査とすることで、相続人が申請先や質問先を混同することがなくなる、相談については既存の確定申告相談窓口を集約される等のメリットがある。

高齢者のみ世帯がこれから相続を迎え、ますます申請数増加が予想されることから、市区町村で確定申告業務の一環を担うことにより、季節的に本来の空家等対策業務が滞る事態の回避を希望する。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、「空家等の実態調査と本確認事務とで実施する内容は確かに異なるものの、政策の方向性が同様であるため市町村が実施することが適当」との回答であったが、本確認事務は形式的な書類のチェックであるにとどまり、かつ、税制特例の適否に関わるものであるところ、市町村が行うべきである理由にはならないものと思料する。また、本確認事務について、第1次ヒアリングにおいては「税務署において空き家であることを確認することは困難」との主張であったが、第1次回答においては「外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではない」と説明されており、所管税務署ではなく市区町村が実施する必要性が不明瞭である。実際に、本確認事務において、市町村の確認を受けた後に税務署にて不認可となった事例も確認されている。

そのため、最終判断者である税務署で確認するのが合理的と考えるが、このことに対する見解如何。

なお、市町村において実施している、空き家の発生を抑制するための特例措置に係る被相続人居住用家屋等の確認事務（以下「本確認事務」という。）は、法律又は政令の明確な根拠なく省令で実施を課されているものであり、地方自治法で規定する法定受託事務の趣旨に反すると考えている。提案団体も同様の疑義があるようだが、この点について見解如何。

#### 各府省からの第2次回答

本特例の適用要件を満たすことについては、納税者がそれを証明する必要があり、確定申告書に一定の書類を添付することでその証明を行うという制度設計としているところ、本特例の適用対象となる「空き家」に該当するかどうか（具体的には「相続の開始の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されなかったことがないこと」や「老人ホームへの入所の時から相続の開始の直前まで、物品の保管その他の用に供されていたこと」等の要件を満たすかどうか）の証明については、例えば、被相続人の内縁関係のある者が住んでいる場合や相続人の知らない者に賃貸している場合も想定され、納税者が自ら提出する書面だけで証明することはできないと考えており、そのため、公的機関である市区町村が当該要件を満たしていることを確認した旨を証する書類を発行し、それを確定申告書に添付することで納税者が当該要件を満たすことを証明するという仕組みとしている。こうした確認にあたっては、空き家への出入りの有無や電気・ガス・水道の使用状況等の確認のほか、周辺への聞き取り等を通じて実態に即して確認する必要があると考えられるところ、これらは、空家特措法第9条第1項に基づく調査の一環として市区町村が行うことが可能であり、空家特措法第4条において市区町村には空家等の対策の実施等にかかる努力義務が課されていること、本特例の目的でもある「空き家の発生の未然防止」は健全な地方行政に資するものであり、市区町村が自主的に実施すべきものであること等から、総務省等の関係省庁とも調整の上で、法定受託事務ではなく自治事務として、市区町村が実施することとして本特例が措置されたものである。

本確認事務については、申請者から提出される書類のほか、空家特措法に基づく空家等に関するデータベース、必要に応じたヒアリング、周辺への聞き取りや実地での調査等を通じた確認などにより行うこととしているところであり、書類の確認のみで確認書交付が行えない場合には市区町村において属地的に対応いただく必要

があるとともに、仮に一切の実態調査を行わず書面により当該確認書発行事務を実施している市区町村があるとしても、それは、確認書発行事務の趣旨目的に照らし、当該市区町村の知見等に基づき「空き家に該当する」といった判断をされているものであると考えている。こうした点から、本特例の適用対象となる「空き家」に密接に関わる公的機関である市区町村において本確認事務を担うのが最も適当であるとともに、納税者が本特例の適用要件を満たすことを証明できるようにするためには、今後も市区町村が確認を行う必要があるものと考えている。

その上で、本件提案を受けて、市区町村における確認事務の負担が大きいという点について改善の余地がないかという点や、市区町村の負担軽減につながる方策については、引き続き、検討を進めてまいりたい。

#### 令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

##### 4【財務省(4)】【国土交通省(22)(i)】

租税特別措置法(昭32法26)

相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例(35条3項)については、以下のとおりとする。

・被相続人居住用家屋等確認書(施行規則18条の2第2項2号)に係る申請書の添付書類については、「原則コピー不可」とされているものについても写しによる提出が可能である旨を、市区町村に令和7年度中に周知する。

・当該確認書の発行事務については、申請者及び市区町村の事務負担を軽減する方向で、その在り方について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省・財務省・国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	276	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

所得税等軽減のための市区町村発行証明の廃止

## 提案団体

中核市市長会、茨木市

## 制度の所管・関係府省庁

総務省、財務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

所得税等軽減のための以下の市区町村発行証明の廃止

- ①住宅用家屋証明書
- ②住宅耐震改修証明書

## 具体的な支障事例

①認定長期優良住宅や低炭素建築物の認定住宅等で新築等特別税額控除を受ける際、長期優良住宅等を証明する添付書類として当該計画の「認定通知書」に加えて、市区町村が発行する「住宅用家屋証明書」(当該認定住宅のもの)等が必要という運用になっている。毎年、税金の控除のために家屋証明が必要だが、紛失してしまったので再発行してもらいたいという電話が数十件単位で発生しており、業務の負担となっている。また、中古の長期優良住宅を購入した場合、中古物件の取扱いにしかならず、長期優良住宅での家屋証明は発行できないにも関わらず、税務署から市役所で長期の家屋証明を取得するようにと案内されたと相談される事例もある。そもそも、家屋証明発行の際、長期優良住宅かどうかの判断は認定通知書で確認しており、認定通知書が長期優良住宅等であることの最たる証明といえる。取得日や所有者等の情報を補完する目的であれば、共通の提出書類として求められている登記事項証明書で確認可能であり、別途家屋証明等を添付させる必要はないと考える。

②まず前提として、市区町村は住宅耐震改修の設計、監理、確認を行う機関ではない。住民が住宅の耐震改修を行ったとしても、市区町村に対して報告義務はなく、自治体側でどこの家屋が耐震改修工事を行ったかまでは把握していない。証明を受けるためには申請者が工事費内訳や工事内容等がわかる書類を市区町村に提出する必要があるが、市区町村が工事や現場監理をしている工事でないものを事後書類のみで耐震工事だと確認するのは難しい。工事を設計した建築士等以上に工事内容を証明ができる機関はなく、建築士が証明できる取扱いになっているのに、わざわざ市区町村が証明できる規定を設ける必要性を感じない。

市区町村から耐震改修補助金を受けている場合など、市区町村が工事費等を把握しているものもあるが、耐震改修と同時に耐震とは関係ないリフォーム工事を行っていることがある。その場合の一般管理費等の経費按分が国税庁の求める工事費かどうか保証できない。また、全国的に同様の按分計算をしているかも自治体では把握していない。国税という全国统一基準で公平な負担が求められるものに対し、自治体によって証明する内容が異なるかもしれないものを提出させるのは甚だ疑問である。

国税の軽減措置のために市区町村の証明を添付させる必要があるなら、市区町村で証明可能なものなのか実際の実務を担う市区町村に確認の上で制度設計していただきたい。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村及び申請者の負担が軽減される。

## 根拠法令等

租税特別措置法 第41条19の2、第41条19の4

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、花巻市、北上市、ひたちなか市、高崎市、浜松市、名古屋市、豊橋市、小牧市、城陽市、寝屋川市、姫路市、斑鳩町、鹿児島市

○認定長期優良住宅や低炭素建築物の認定住宅等で新築等特別税額控除を受ける際、長期優良住宅等を証明する添付書類として当該計画の「認定通知書」に加えて、市区町村が発行する「住宅用家屋証明書」（当該認定住宅のもの）等が必要という運用になっている。毎年、税金の控除のために家屋証明が必要だが、紛失してしまったので再発行してもらいたいという電話が数十件単位で発生しており、業務の負担となっている。そもそも、家屋証明発行の際、長期優良住宅かどうかの判断は認定通知書で確認しており、認定通知書が長期優良住宅等であることの最たる証明といえる。取得日や所有者等の情報を補完する目的であれば、共通の提出書類として求められている登記事項証明書で確認可能であり、別途家屋証明等を添付させる必要はないと考える。

○登記の内容や家屋の種別によって申請者に提出を求める書類や市区町村が確認する事項が異なるため、申請者及び市区町村にとって非常に煩雑であり、書類の提出漏れも多い。そのため窓口で申請者とトラブルになる事案も発生するなど対応に苦慮している。当市においては当該交付事務を税務部門で実施しているが、交付件数も多く大きな負担となっている。

○特に①に関して、当市においても、家屋を建築（購入）時に業者を通じて既に住宅用家屋証明書を取得しているが、本人がそのことを把握しておらず再発行を行うこととなり事務の負担となっている。

○②について、『一般管理費等の経費按分が国税庁の求める工事費かどうか保証できない。』という指摘に類似しているが、とにかく判断基準の提示が不足しており判断に迷いが生じる。

（例）

・要件として「昭和56年5月31日以前に建築されたものであること」とあるが、既増築部分がある場合の考え方が示されていないため、対象外なのか、按分するのか、按分の方法は、といった疑問がある。

・税額控除対象額について、「木造住宅の基礎に係る耐震改修」は「当該家屋の建築面積」を乗じるとなっているが、ほんの1mの基礎を作っただけでも対象としてよいのか、判断に迷う。

・税額控除対象額について、「木造住宅の屋根に係る耐震改修」は、屋根のこういった工事が耐震改修とみなされるのか判断に迷う。

○①住宅用家屋証明書について、税額控除を申請する際に本証明書の提出を求めている明確な理由が分からないため、国から理由が示されない状況であれば賛同する。

○本市による住宅耐震改修証明書の交付は、本市から耐震改修補助金を受けている場合のみに限られ、また、工事を設計した建築士が証明できる取扱いになっているため、市区町村が証明できる規定を設ける必要性を感じない。

○税務署から市役所を案内されたということで窓口に来られる方が多く、添付書類が足りずに交付できないケースや、要件を満たしていないケースが多く見受けられる。

また、税務署から案内される方の中には既に証明書を取得している方も多く、そのことに気づかず再度申請する場合があるため、市民に過度な負担を強いることになっている。

## 各府省庁からの第1次回答

①長期優良住宅や低炭素住宅の認定申請は着工前に行う必要があり、認定通知書は、認定された計画通りに住宅が建てられたかどうかを証明するものではない。

このため、認定住宅等新築等特別税額控除においては、控除を受けようとする住宅が、認定された計画に沿って建てられたことを住宅用家屋証明書で確認する必要がある。

その上で、住宅用家屋証明書は、認定住宅の登録免許税の軽減措置を受けようとする際にも提出する書類であることから、新築等特別税額控除を受けようとする場合には、登録免許税の軽減措置のために取得したものを活用することを見込んでおり、原本の再発行を避けるために写しの提出も認めている。適切な保管がなされていないことにより、所管行政庁に対して住宅用家屋証明書の再発行が依頼される事態に対しては、対応を検討してまいる。

②住宅耐震改修証明書の発行については、発行主体である自治体の裁量に委ねられている。耐震改修の補助を行った住宅に対してのみ住宅耐震改修証明書を発行している自治体もあるほか、増改築等工事証明書による証明の場合は申請者に一定の費用負担が生じることも踏まえると、一律に自治体の証明事務を廃止することは適当ではないと考える。

## 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	120	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

二級建築士及び木造建築士試験を国の指定試験機関に行わせ、都道府県建築士審査会による審査等を不要とすること

## 提案団体

静岡県

## 制度の所管・関係府省庁

国土交通省

## 求める措置の具体的内容

二級建築士及び木造建築士試験の実施について、国土交通大臣の指定する者に試験事務を行わせる場合は、都道府県知事が試験事務を行わないものとする旨の規定を設けるよう見直しを求める。  
例として、宅地建物取引士の試験について、宅地建物取引業法第16条の2第3項において、「都道府県知事は、第1項の規定により国土交通大臣の指定する者に試験事務を行わせるときは、試験事務を行わないものとする。」としている。

## 具体的な支障事例

建築士法第13条に基づき、二級建築士試験又は木造建築士試験は、都道府県知事が行うこととなっている。また、同法第15条の6により、都道府県指定試験機関に試験事務を行わせることができるとされている。実態としては、全国47都道府県が指定試験機関として、公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)を指定して試験を実施しており、センターは国土交通大臣が同法第15条の2により指定する一級建築士試験の試験機関である。  
試験実施にあたっては、センターが試験問題の作成及び採点を行った後、合否判定基準案を作成する。各都道府県においては建築士審査会を開き、その合否判定基準案の審査を行っているが、合否判定は全国一律となっており、各都道府県での審査は形骸化している。  
二級建築士及び木造建築士の資格は全国で有効であることから、合否基準も一律であることが望ましい。このことから、国土交通大臣が指定する試験機関を47都道府県が指定している実態を鑑み、二級建築士試験又は木造建築士試験においても、宅地建物取引士と同様、試験機関を国土交通大臣が指定し、その指定機関に試験事務を行わせる場合は、各都道府県が試験事務を行わないものとするよう制度改正を要望する。  
なお、令和7年の地方分権改革に関する提案募集に「都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し」の提案がなされたが、都道府県知事を資格付与者としたままで、「国の指定試験機関に外部委託を行い、都道府県による試験事務を不要とすること」については、関係府省から回答や方針が示されていない。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

全国 47 都道府県で実施している建築士審査会における形骸化した審査及びその事務並びに各審査員の労力の削減。  
センターから受領した試験実施に係る各種資料の確認作業や、センターからの依頼に基づく試験委員の派遣を通じた採点事務などの削減。

## 根拠法令等

建築士法第 13 条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、神奈川県、愛知県、鳥取県、徳島県

〇二級及び木造建築士試験に関する事務は建築士法第 28 条に定める各都道府県の建築士審査会の所掌ではあるが、結果的に全国一律の建築士試験の採点基準について、試験機関による採点結果が出た後で各都道府県において建築士審査会を開催することとなることや、一県だけ別の取り扱いにすることはできないという前提の上で採点基準等について審議しているため、各都道府県の建築士審査会が形骸化している。そのため、提案団体の案のように、宅建業法に準じた法改正が必要。

## 各府省庁からの第 1 次回答

地域で業務を担うことの多い二級建築士及び木造建築士は、通例その免許を受けた都道府県内などの域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事することが多いことから、都道府県がその地域の実情に応じて試験問題の作成に係る基本方針の検討や合格基準の決定等を行うことができるような制度となっている。これらの事務は地域の建築行政を支える担い手である二級建築士及び木造建築士の確保の観点から重要であり、国が画一的に行うべきではないという考え方は従前と変更ない。  
また、二級建築士及び木造建築士の免許権者は都道府県知事であり、試験や登録、監督処分といった一連の事務のうち、合格基準の決定だけを切り離して、国が行うことは適当ではなく、合理的でもないと考える。  
一方、都道府県建築士審査会の開催に係る事務負担については、今後提案団体からヒアリング等を実施し、負担軽減の方策について検討してまいりたい。

## 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	223	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

建築士試験の合格基準等の一体的な検討・決定

## 提案団体

兵庫県、芦屋市、香美町

## 制度の所管・関係府省庁

国土交通省

## 求める措置の具体的内容

二級建築士及び木造建築士試験を国の指定試験機関に行わせ、都道府県建築士審査会が行っている二級建築士試験及び木造建築士試験の合格基準等の検討・決定について、中央建築士審査会において一級建築士試験と一体的に行うこととし、都道府県建築士審査会による審査等を不要とすること。

## 具体的な支障事例

## 【現状】

二級建築士試験及び木造建築士試験(以下「試験」という。)は都道府県知事が行うことと規定されているが、全都道府県が「公益財団法人建築技術教育普及センター」(以下「センター」という。)を都道府県指定試験機関に指定しており、全国共通の日程及び問題で試験を実施している。

合否判定基準について、センターから提案された合否判定基準案を当県の建築士審査会(以下「審査会」という。)に諮って決定しているが、建築士の質の確保の観点から、全国で共通の試験問題、採点基準、合否判定基準が望ましいため、審査会において異論が出たことはなく、当該基準案を追認するための形骸化した審査会となっている。

そのため、審査会の委員からは「試験の合否判定基準については、都道府県建築士審査会ではなく、中央建築士審査会で統一してつかさどるべき」との意見が出ている。

なお、平成29年の地方分権改革に関する提案募集に「合格基準案等について、都道府県建築士審査会における検討等の義務付け廃止」の提案がなされたが、関係府省からは「合否判定基準等の検討・決定などの事務は、都道府県建築士審査会が行うこととしており、合否判定の基準の決定を試験機関に委託すべきではない」との回答がなされ、見直しは行われていない。

## 【具体的な支障事例】

当県では、法令等違反に係る建築士及び建築士事務所に対する指導や処分、日々寄せられる苦情の対応とともに、審査会業務を行っている。また、審査会では、処分(業務停止及び免許取り消し)に関する審議を行うとともに、試験ごと(学科、設計製図)の合否判定基準等の決定を行っている。このような日々の大きな業務負担の中で、合否判定基準等の決定に関しては「形骸化」した審査会の開催のために、審査会構成委員の参集に係る負担と職員の試験に関する資料作成等の業務負担が続いており、このことは、全都道府県においても同様と思量される。

(なお、現状では、合否判定基準の決定のために開催する審査会の日程調整は、センターでの採点及び取りまとめと合格者発表の日程の都合上、大変タイトなスケジュールとならざるを得ないため、都道府県等の業務負担がより大きくなっているが、「合否判定基準の決定にかかる審査会の形骸化」が根本的な改善を要する項目であるため、参考に記すに留める。)

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

建築士の確保・育成が喫緊の課題である中で、中央建築士審査会が①各区分（一級／二級／木造）の建築士に求める資質・水準、②担い手の安定的確保の両面から、一体的に試験の問題及び採点基準・合否判定基準を検討・決定することにより、①建築士の質の確保及び建築士制度の維持、②行政全体のトータルコスト・業務負担の大幅軽減が図られる。

また、都道府県建築士審査会の試験に係る業務の合理化が図られ、都道府県建築士審査会委員や職員への負担軽減につながることで、法令等違反に係る建築士及び建築士事務所に対する指導や処分の業務に注力することができる。

## 根拠法令等

建築士法第4条、第13条、第15条の6、第28条、第29条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、茨城県、鳥取県、徳島県、沖縄県

○二級及び木造建築士試験に関する事務は建築士法第28条に定める各都道府県の建築士審査会の所掌ではあるが、結果的に全国一律の建築士試験の採点基準について、試験機関による採点結果が出た後で各都道府県において建築士審査会を開催することとなることや、一県だけ別の取り扱いにすることはできないという前提の上で採点基準等について審議しているため、各都道府県の建築士審査会が形骸化している。

○限られた人員により他業務との兼務で対応している中、追認する可能性が非常に高い（全国一律の基準を覆すほどの要因は少なく、限られた時間で根拠等を整理・積み上げることは難しい）審査会は、非合理的であり業務負担が大きいと考えられる。また、参考として審査会の日程調整に加え会場確保にも苦慮している。合否判定基準等を把握する絶対人数が少なくなることで、情報伝達の範囲や機会減少、判定基準等の情報漏洩リスク低下につながると考えられる。

## 各府省庁からの第1次回答

地域で業務を担うことの多い二級建築士及び木造建築士は、通例その免許を受けた都道府県内などの域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事することが多いことから、都道府県がその地域の実情に応じて試験問題の作成に係る基本方針の検討や合格基準の決定等を行うことができるような制度となっている。

これらの事務は地域の建築行政を支える担い手である二級建築士及び木造建築士の確保の観点から重要であり、国が画一的に行うべきではないという考え方は従前と変更ない。

また、二級建築士及び木造建築士の免許権者は都道府県知事であり、試験や登録、監督処分といった一連の事務のうち、合格基準の決定だけを切り離して、国が行うことは適当ではなく、合理的でもないとする。

一方、都道府県建築士審査会の開催に係る事務負担については、今後提案団体からヒアリング等を実施し、負担軽減の方策について検討してまいりたい。

## 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省・環境省（内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案）

管理番号	162	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	06_環境・衛生		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

鳥獣被害対策に係る集落での指導等の実施主体の見直し

## 提案団体

山形市

## 制度の所管・関係府省庁

農林水産省、環境省

## 求める措置の具体的内容

鳥獣被害対策に関して、集落での指導や研修等は、都道府県が専門人材を確保し、広域的に行うこと。市町村において、自ら行うことが難しい業務について、鳥獣保護管理を実施する都道府県が被害防止計画を策定し、当該事務を行うこととする。

## 具体的な支障事例

近年、クマやイノシシが人の日常生活圏に出没し、被害が発生する事例等が増加しており、鳥獣被害対策に対する住民の関心も高まっている。市町村は鳥獣による農林水産業等の被害対策の実施に努めることとされており、被害防止計画の策定や計画に基づく具体的な被害対策を行っているが、狩猟免許取得者等の被害対策の担い手は高齢化が進み、将来的な担い手の育成・確保及び集落全体での取組支援が必要となっている。これらの取組を行うためには野生鳥獣の生態や柵の設置技術などの専門的な知識・経験が必要となるが、特に小規模団体においては、鳥獣被害対策専門の職員を配置することは困難であり、人事異動等もあることから、知見や経験の継承等にも課題がある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

イノシシ・ニホンジカの捕獲頭数は増加傾向にあるが、狩猟免許取得者等の高齢化が進み、将来的な担い手が不足が懸念される。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

専門人材が確保されることにより、集落での指導が適切に行われ、より効果的な鳥獣被害対策を行うことが可能となる。  
また、専門的な知識・経験を有する職員がいない市町村において、都道府県が対象鳥獣の捕獲等を行うことにより、被害の軽減につながることを期待される。

## 根拠法令等

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、北上市、高崎市、寒川町、島田市、彦根市、東温市

○提案団体と同様に当市も狩猟免許取得者等の被害対策の担い手は高齢化が進み、将来的な担い手の育成・確保及び集落全体での取組支援が必要となっている。

○当市は、市域の大部分が市街地でまとまった山林はなく、これまでシカやイノシシによる被害や捕獲の事例はないが目撃情報は複数寄せられている。今後、市街地に出没して捕獲の必要が生じた場合に、ハンターの確保や捕獲後の対応は当市単独では非常に困難であることが想定される。また、これらの大型獣は市域をまたいで移動することから、市町村ではなく都道府県が主体となって対応する必要がある。

○専門員の確保が困難なことから、被害対策は狩猟グループへの委託に頼らざるを得ない。しかしながらその担い手も高齢化が進むにつれ、将来的な担い手の確保が課題となり、制度実施が困難となることが容易に想定される。

## 各府省庁からの第1次回答

現在、いかなる法令においても、都道府県が専門人材を確保し、鳥獣被害対策に関する指導や研修等を実施することをとどめていない。

実施については、各都道府県の判断となるため、所在する都道府県に相談願いたい。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律においては、鳥獣被害防止計画は、市町村が作成することができるものとしており、作成が義務ではなく、また、都道府県が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき作成することができる第二種特定鳥獣管理計画（以下、「特定計画」という。）においては、都道府県域での被害防除の取組を記載することとされているが、都道府県は特定計画を作成等するときは、関係地方公共団体と協議しなければならないこととされており、同協議に基づき、市町村域での被害防除対策を、県が作成する特定計画に記載し、県が実施することは現行法制度においても可能である。

なお、市町村が鳥獣被害防止計画を作成しない場合にあつては、鳥獣被害防止総合対策交付金については、鳥獣被害防止計画に基づく取組に対する支援を行っている性質上、交付を受けることができなくなることを御了知願う。

## 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	87	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

国有林野に係る保安林内作業許可及び代替施設の設置確認等の実施主体の見直し

## 提案団体

群馬県、新潟県

## 制度の所管・関係府省庁

農林水産省

## 求める措置の具体的内容

国有林野に係る森林法第30条の規定による告示等の事務並びに同法第34条第2項の規定に基づく保安林内作業許可及び代替施設の設置確認を国の権限とする。

## 具体的な支障事例

森林法第34条第2項の規定に基づく保安林内作業許可については、「都道府県知事の許可」の対象から国有林野が除外されていないため、各都道府県知事が実施しなければならないこととされている。  
また、上記の森林法第34条第2項の許可を取得して、事業実施者が設置した代替施設の設置状況の確認・報告についても、林野庁の通知により、各都道府県知事が実施するものとされている。  
このため、各都道府県においては、当該保安林の指定の解除の実質的な審査等を行っていないにも関わらずこれらの事務を実施しなければならず、また、事業実施者においても、森林管理局長宛て国有林野の貸付等に関する手続を実施するとともに、都道府県知事に対して森林法第34条第2項の規定に基づく保安林内作業許可申請を行わなければならない、双方の負担が大きくなってしまっている。  
併せて、森林法第30条の規定による解除予定保安林の告示についても、各都道府県が当該保安林の指定の解除の実質的な審査等を行っておらず、一連の事務主体とは異なるため、農林水産大臣において告示事務を行うこととするのが適切であると思われる。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

実際に森林法第34条第2項の規定に基づく保安林内作業許可及び代替施設の設置確認を実施する(環境)森林事務所の担当者から、当該事務を都道府県知事が行うことについて、疑問の声が出ている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

業務の効率化が図られ、各都道府県の業務負担が軽減される。  
事業実施者においても、申請先が森林管理局長に一本化されることにより、利便性の向上が見込まれる。

## 根拠法令等

森林法第30条及び第34条第2項  
「森林管理局長が行う保安林及び保安施設地区の指定、解除当の手続について」(林野庁通知)

「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」(林野庁通知)  
 「保安林の指定の解除に係る事務手続について」(林野庁通知)

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、高崎市、滋賀県、兵庫県、高知県、沖縄県

○国有保安林については各森林管理署の管理であるとの認識であり、また、管理署内にも保安林担当がいることから、国の権限において国有保安林関係の許可事務を行うことは可能と思われる。  
 現行では、許可の権限が都道府県知事となっているが、申請書の審査に際しても、普段から国有林野内に立ち入ることのない県の職員では申請箇所の現況把握（現地調査等）が困難であり、以前からそもそもなぜ当該事務を都道府県知事が行っているのか、県振興局の担当者及び事業実施者の双方において、疑問の声は多い。  
 ○当県においても同様に森林法第34条第2項の規定に基づく保安林内作業許可及び代替施設の設置確認を実施する地方振興事務所担当者から、負担となっているとの意見が多い。  
 ○本提案以外に同様理由として、国有林内の保安林内立木択伐（間伐）届（森林法第34条の2第1項）、保安林内立木伐採許可申請（森林法第34条第1項）の事務についても、国の権限として処理していただきたい。  
 ○国有保安林内の作業許可及びその更新業務は、国が貸し付けて問題なしと判断されたものを、県が改めて調査するので、大きな負担となっている。国有保安林内の作業許可業務は国が実施し、年度末に県への一括報告とするように改善して欲しい。  
 ○当県の一部地域においては、国有林が大部分を占める島を含むため、国有林関係の申請がほとんどであり、人員が減少する中で業務の負担が増してきている。

#### 各府省庁からの第1次回答

森林法（昭和26年法律第249号）（以下「法」という）に基づく保安林制度は、水源の涵養や災害の防備等の公共の目的を達成するために特に重要な森林を指定し、保全・管理を行うものである。これらの事務は、地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）に基づき、指定・解除については国土保全上又は国民経済上特に重要な流域内の民有林や国有林にあつては農林水産大臣、それ以外の民有林にあつては都道府県知事が行うこととされ、指定・解除以外の保安林の保全・管理事務は例外なく、都道府県知事が行うこととされたものである。御提案の、国有林野に係る、法第30条に規定する保安林の指定又は解除に係る都道府県知事の告示及び法第34条第2項に規定する保安林における土地の形質変更等の許可（以下「作業許可」という）は、国民の利便性や事務の効率化の観点から保安林の所有形態にかかわらず都道府県知事が一貫して実施することとしたものであるから、国有林野の保安林の事務だけを国の事務とすることは行政事務の効率化に逆行するものである。  
 また、実務面においても、保安林の指定・解除の告示は、その内容を地域の不特定多数の利害関係者に周知するものであるから、指定・解除に係る国有林野の存する都道府県の事務所に掲示等することが必要である。代替施設の設置等は、作業許可に当たって、法第34条第6項に基づく条件として付されたものであり、許可権者である都道府県知事はその設置等の確認を行うことが適当である。  
 ただし、国有林野の貸付け等を受けて代替施設の設置等をする場合には、国の職員が貸付地等の点検や実地調査を実施していることから、この調査結果等を都道府県の代替施設の設置等の確認に活用してもらうなど、都道府県の事務の一層の軽減に努めてまいりたい。

## 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・総務省・法務省・財務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	313	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等

## 提案団体

指定都市市長会

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省、財務省

## 求める措置の具体的内容

不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加していただきたい。

また、現行、通知事項とされている会社法人等番号(12桁)に加え、当該番号を国において、法人番号(13桁)へ変換のうえ、法人番号(13桁)の形で通知を行うこと、もしくは登記手続の際に登記名義人から法人番号の提出を求め、通知事項に加え通知を行うこと、又は国の責任において、会社法人等番号(12桁)から法人番号(13桁)への全国共通の変換仕様やツールを整備・提供することを要望する。

## 具体的な支障事例

市町村においては、固定資産税の課税事務に当たり、地方税法に基づき、原則として登記所から通知される登記事項に基づいて固定資産課税台帳に所有者等を登録している。

しかしながら、現行制度においては、登記事務にマイナンバーを利用することが認められていないため、登記所は登記名義人のマイナンバーを取得しておらず、市町村に通知される登記事項には住所、氏名(検索用情報管理ファイルに新たに記録した場合は出生の年月日)が記載されている。このため、市町村においては、登記名義人と住民基本台帳等との突合による個人の特定作業が不可欠となっており、同姓同名や転居等により、個人を特定するために多大な事務負担と特定誤りのリスクが生じている。

この問題は固定資産税の課税事務にとどまらず、税や国民健康保険税(料)等に係る滞納整理事務にも及んでいる。現行では、特定の者が名義人となっている不動産の一覧を証明書として交付する制度(所有不動産記録証明制度)が創設されているものの、当該制度を利用する前提として納税者本人を正確に特定する必要があるため、そもそも個人特定に時間を要し、制度を十分に活用できていない状況にある。

さらに、所有者不明土地の発生防止を目的として、相続登記や住所変更の義務化等が法定されたところであるが、空き家対策、低未利用地の活用、所有者不明土地対策等に取り組む市町村担当部局においても、依然として登記情報のみから所有者等を特定する事務負担は解消されておらず、施策推進の支障となっている。

法人番号については、登記情報と課税情報等との突合に相当の事務を要しているほか、合併、分割、解散等の法人異動を正確に把握できないことに起因する課税誤りや事務遅延が生じる事例も見受けられる。

この点について、令和8年4月1日から、登記所から市町村長への通知事項として会社等法人番号(12桁)が追加されたが、市町村の課税部門においては、法人番号(13桁)を基幹識別子として使用している。

このため、会社法人等番号(12桁)のみの通知では、法人番号(13桁)への変換のために、全国1,700を超える地方団体で別途、変換ツールの実装や変換作業などの事務負担が生じるなど、極めて非効率であるだけでなく、誤突合のリスクが生じるおそれがある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登記所からの通知にマイナンバー及び法人番号が付されることにより、固定資産税賦課業務をはじめとする市町村の不動産行政全般において、登記名義人の特定に係る事務負担の軽減が図られるとともに、権利者特定の適正化が進むこととなる。その結果、適正かつ公平な賦課徴収の実現に資するほか、所有者不明土地や空き家、低未利用地対策など、人口減少社会において市町村が直面する各種行政課題の解決に大きく寄与することが期待される。

## 根拠法令等

地方税法第 382 条第 1 項から第 3 項、地方税法施行規則第 15 条の 5 の 3、第 15 条の 5 の 4、第 15 条の 5 の 5、国税徴収法、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、空家等対策の推進に関する特別措置法

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、北上市、ひたちなか市、寒川町、富士市、豊橋市、城陽市、豊中市、姫路市、鹿児島市

○当市においても、登記名義人と住民基本台帳等との突合による個人の特定作業が不可欠となっており、同姓同名や転居等により、個人を特定するために大きな事務負担と特定誤りのリスクが生じている。登記所からの通知にマイナンバー及び法人番号が付されることにより、固定資産税賦課業務において、登記名義人の特定に係る事務負担の軽減に繋がると考える。

○転居や死亡に伴い登記名義人の住所（マンション名やアパート名）や相続人の調査に多大な時間を要しているため、不動産登記事務にマイナンバーを必須とした場合、調査に係る時間を軽減することができる。また、法人番号を確認する手間がなくなることで調査に係る時間を軽減することができる。

## 各府省庁からの第 1 次回答

## 【総務省】

固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けに関しては、住所や死亡情報など最新の本人確認情報を容易に把握することで、固定資産税の適正な課税に資することから、地方団体において積極的に進められているところであるが、例えば住所地が課税団体と異なる納税義務者などについては、住民基本台帳ネットワークによるマイナンバーの検索作業を要することとなるため、地方団体において大きな事務負担となっていると認識している。今回ご提案の不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されることとなれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することにより、住民基本台帳ネットワークシステムによる検索作業を要することなく固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなる。

このため、不動産登記事務がマイナンバー利用事務となるよう関係省庁と連携していくとともに、不動産登記事務においてマイナンバーが保有されることになれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加した上、税務標準システムにおいて取り込むことができるよう標準仕様書の見直しを検討する。

## 【法務省】

不動産登記事務においては、現状では、マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しいことから、利用していない。

本提案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項にマイナンバーを追加するために不動産登記事務をマイナンバー利用事務にすることを求めるものであるから、まずは、当該通知事項にマイナンバーを追加することが地方税の課税の観点から必要であるかについて、地方税制度の観点から検討されるべきと考えている。

また、本年 4 月 1 日から、地方税法第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項に会社法人等番号が追加された。通知事項に法人番号を加えること及び会社法人等番号から法人番号への変換ツールを設けることの可否についても、その必要性の有無を含め、地方税制度の観点から検討されるべきものと考えて

いる。

法務省としては、地方税の課税の観点から提案事項を実現する必要があるとの整理がされた上で、通知の具体的な方法やシステム構築の具体的構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をすることになるものと考えている。

## 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・総務省・法務省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	330	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

土地課税台帳又は家屋課税台帳の記載・訂正に係るマイナンバーによる情報連携

## 提案団体

指定都市市長会、広島市

## 制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、総務省、法務省

## 求める措置の具体的内容

今後、国において登記とマイナンバーの紐付けを行う場合には、市町村が登記所からの通知に基づき、土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳(以下「課税台帳」という。)に記載・訂正するに当たり、所要の法令改正と地方公共団体向けの「税務システム標準仕様書」の改版により、登記所からの通知項目にマイナンバーを加え、所有者のマイナンバーを含んだ情報により税務システムへのデータ取込、課税台帳への自動反映ができるよう見直しを求める。

## 具体的な支障事例

## 【現行制度について】

市町村は、地方税法第 382 条第3項の規定により、登記所から土地又は建物の表示及び権利に関する登記に係る通知を受けた場合には、遅滞なく、当該土地又は家屋についての異動を課税台帳に記載をし、又はこれに記載をされた事項を訂正することが義務付けられている。

登記とマイナンバーの紐付けについては、「マイナンバーの利活用拡大に向けたロードマップ(令和4年 12 月 22 日経済財政諮問会議決定)」(フォローアップ 2023 年度版)において、2026 年から検討することとされている。

## 【支障事例】

当市においては、登記所から、令和6年度実績で約 63,000 件の登記に係る通知があり、その内容に応じて RPA など活用しながら課税台帳の記載・訂正の作業を行っているが、同姓同名の者が複数いる場合や通知に記載の氏名と当市の市税システムに登録している氏名の字体が異なる場合など(約 2,000 件)は、課税台帳に登録する所有者を手作業で特定せざるを得ず、作業に時間を要し負担となっている。加えて、登録する所有者の住所が市外の場合(令和6年度実績で約 9,500 件)は、課税台帳にマイナンバーを記載するに当たり、別途、住民基本台帳ネットワークシステムで所有者のマイナンバーを調べた上で、課税台帳に登録する必要があり、登録する所有者の住所が市内の場合と比較して追加の負担が生じている。

## 【支障の解決策】

このため、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に当たり、「税務システム標準仕様書」で実装必須とされている登記所からの通知データの取込機能において、一意に付番されるマイナンバーにより情報連携を行うことで、前述のような市町村の事務負担を解消できると考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

所有者のマイナンバーを含んだ情報により税務システムへのデータ取込・課税台帳への自動反映ができるようにすることで、手作業で所有者の特定やマイナンバーを記載する必要が無くなり事務負担の軽減につながる。また、課税台帳の記載・訂正時の誤登録による同姓同名の別人への課税誤りなども防ぐことができ、適正な課税につながる。

## 根拠法令等

地方税法第 382 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第 19 条、別表、税務システム標準仕様書

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、北上市、高崎市、寒川町、富士市、豊橋市、城陽市、豊中市、斑鳩町、鹿児島市

○転居や死亡に伴い登記名義人の住所（マンション名やアパート名）や相続人の調査に多大な時間を要しているため、不動産登記事務にマイナンバーを必須とした場合、調査に係る時間を軽減することができる。  
○提案内容の実現により、税通の内容が自動的にシステムに反映されるようになるのであれば、事務負担の大きな軽減になると考えられる。

## 各府省庁からの第 1 次回答

## 【総務省】

固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けに関しては、住所や死亡情報など最新の本人確認情報を容易に把握することで、固定資産税の適正な課税に資することから、地方団体において積極的に進められているところであるが、例えば住所地が課税団体と異なる納税義務者などについては、住民基本台帳ネットワークによるマイナンバーの検索作業を要することとなるため、地方団体において大きな事務負担となっていると認識している。今回ご提案の不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されることとなれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することにより、住民基本台帳ネットワークシステムによる検索作業を要することなく固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなる。

このため、不動産登記事務がマイナンバー利用事務となるよう関係省庁と連携していくとともに、不動産登記事務においてマイナンバーが保有されることになれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加した上、税務標準システムにおいて取り込むことができるよう標準仕様書の見直しを検討する。

## 【法務省】

不動産登記事務においては、現状では、マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しいことから、利用していない。

本提案は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項にマイナンバーを追加することを求めるものであるから、まずは、当該通知事項にマイナンバーを追加することが地方税の課税の観点から必要であるかについて、地方税制度の観点から検討されるべきと考えている。

法務省としては、地方税の課税の観点から提案事項を実現する必要性があるとの整理がされた上で、通知の具体的な方法やシステム構築の具体的な構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をすることになるものと考えている。